

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月22日（平成30年（行個）諮問第26号）

答申日：平成31年3月4日（平成30年度（行個）答申第193号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成29年8月24日付け東労発総個開第29-380号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件審査請求に係る事案の概要

（ア）事案の概要

本件は、審査請求人が処分庁に対して、平成29年8月3日付けで行った保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380）について、法の18条1項の規定に基づき、処分庁より、同年8月24日付（同年8月26日受領）にてなされた、保有個人情報の開示決定（部分開示）する旨の通知（処分庁の行った原処分）に係る、審査請求である。

また、保有個人情報の開示決定（部分開示）する旨の通知（処分庁の行った原処分）のうち、原処分で不開示とされた文書につき、開示を請求するものである。

（イ）原処分において不開示とした部分とその理由

本件審査請求に係る原処分では、処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）において、

「不開示とした部分とその理由」を示して当該部分を不開示とした、開示文書から当該不開示を除いた部分について、開示を決定（部分開示）した。

当該「不開示とした部分とその理由」として、以下の a から c の旨を示して、これらが不開示理由に該当するとし、該当部分については不開示（部分非開示（原文ママ））とした。

a 法 14 条 2 号該当，かつ，同号ただし書イからハのいずれにも不該当（原文ママ）

「開示請求に係る保有個人情報については、氏名など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、法 14 条 2 号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから，これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とする。

b 法 14 条 3 号イ及びロに該当

「また，当該保有個人情報には，事業場について担当官が作成若しくは入手した文書又は事業場から提出させた文書などの法人等に関する情報であって，開示することにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報，また，行政機関の要請を受けて，開示しないと条件で任意に提供されたものであって通例として開示しないとされている情報が記載されており，同条 3 号イ及びロに該当することから，これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とする。

c 同条 5 号及び 7 号イに該当，保有個人情報が記載されていない

「さらに，当該保有個人情報には，開示することにより，労働基準監督機関が行った手法，法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり，労働基準監督機関が行う検査，犯罪捜査から逃れることを容易にし，または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており，同条 5 号及び 7 号イに該当するから，これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか，保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。」としている。

(ウ) 本件審査請求に至る経緯

a しかし，審査請求人は，処分庁の示す当該「不開示とした部分とその理由」について，前項（上記（イ） a ないし c）の不開示理由に該当しないと思慮するところ，また，同様に，不開示とする理由も存しないと思慮するところ，本件審査請求へ及んだ次第

である。その理由については、イ「本件審査請求の理由」以下にて後述する。

- b また、審査請求人は、平成29年8月3日付けで行った保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-830号）において提出した「保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）」において、当該「不開示とした部分とその理由」について、前項（上記（イ）aないしc）の不開示理由に該当しない旨を示しており、併せて、法14条1号から7号までに示す不開示情報のいずれにも該当せず、かつ、同条2号ただし書口から八までのいずれにも該当する旨、その理由を示して具体的かつ詳細に述べている。にも関わらず、原処分の決定及び、当該「不開示とした部分とその理由」には、審査請求人が不開示理由に該当しない旨を示した内容を考慮しないまま原処分を行った点も、本件審査請求へ及んだ理由となっており、イ「本件審査請求の理由」以下でも後述する。
- c 併せて、処分庁の不開示理由は、条文上の文言を抽象的かつ一般的に示すに留まり、前項（上記（イ）aないしc）に示す規定について、何がどう該当しているか具体性を欠き、また、不開示とされた部分が、それが、なぜ不開示情報の規定に当てはまると判断された根拠も不明瞭であり、かつ、これらの点については、不開示理由として具体的に示されていない点も、本件審査請求へ及んだ理由である。これらの点についても、イ「本件審査請求の理由」以下にて後述する。
- d 本件審査請求に及んだ経緯は、以上のとおりですので、その審議に当たっては、上記の審査請求に及ぶ理由、及び、御庁において審査請求人に係る保有個人情報が取得されてから保有個人情報開示請求までの行政機関とのやり取り、協力関係等の実際も踏まえて御判断いただきますよう、お願い申し上げる次第です。

イ 本件審査請求の理由

（ア）法14条の規定により争いのない事実

a 法14条の規定

法14条は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定した上で、同条の各号（ただし、このうち、同条2号ただし書「イから八までに掲げる情報を除く」、同条3号のただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

開示することが必要であると認められる情報を除く」もの)を不開示情報とした上で、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を、同条、及び法15条でそれぞれ条文規定している。

b 処分庁による不開示理由の確認

法14条の各号(前項の同条2号ただし書、同条3号のただし書部分を除く)のうち、本件審査請求に係る原処分では、処分庁は、保有個人情報開示決定通知書において、既に(上記ア(イ)「原処分において不開示とした部分とその理由」)で述べたとおり、以下の(a)から(c)までの3つの理由を挙げ、「不開示とした部分とその理由」としている(ここでは該当箇所を示すに留め、具体的記載はこれ以降に記載する)。

(a) 法14条2号該当、かつ、同号ただし書イからハのいずれにも不該当(原文ママ)

(b) 法14条3号イ及びロに該当

(c) 法14条5号及び7号イに該当、保有個人情報が記載されていない

c 法14条3号イ、5号及び7号イに係る、不開示理由の検討

本件審査請求に係る原処分では、法14条3号イに係る部分について、「当該保有個人情報には、事業場について担当官が作成若しくは入手した文書又は事業場から提出させた文書などの法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、同条3号イに該当する」と理由を示した上で、「これらの情報が記載されており、同条3号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と、当該部分を不開示にした旨を示している。

また、同様に、同条5号及び7号イに係る部分について「当該保有個人情報には、開示することにより、労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、同条5号及び7号イに該当する」と理由を示した上で、「これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。」と、当該部分を不開示にした旨を示している。

d 法14条3号イ, 5号及び7号イに該当しない理由

(a) 保有個人情報について, 法14条3号イ, 同条5号及び7号イは, いずれも, それら規定において「開示することにより」と規定し, 保有個人情報の開示されることに伴って, 保有個人情報であっても, 「当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(同条3号のただし書部分を除く)」や, 「労働基準監督機関が行った手法, 法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり, 労働基準監督機関が行う検査, 犯罪捜査から逃れることを容易にし, または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が, 保有個人情報を開示請求者へ開示した場合に, それらが開示請求者に明らかとなることを避けるための趣旨の規定であることは明らかである。

仮に, 上記のこれら情報が, 開示の有無を問わず非開示情報(原文ママ)であるならば, 「開示をすることにより」と規定は必要ないのだから, 法14条3号イ, 同条5号及び7号イの不開示情報に係る規定は, 保有個人情報に含まれる不開示情報が, 開示請求者に対し「開示をすること」に伴って明らかになる場合について規定した旨に他ならない。

この点, 保有個人情報を開示の有無を問わず, 開示請求者が, 法14条3号イ, 5号及び7号イに当たる不開示情報を既に存じている場合には, それらが, 開示することにより, 「開示当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」や, 「労働基準監督機関が行った手法, 法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり, 労働基準監督機関が行う検査, 犯罪捜査から逃れることを容易にし, または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とならないのであるから, 法14条3号イ, 5号及び7号イに規定する不開示情報には当たらないのは明らかである。

(b) 審査請求人は, 上記の点について, 処分庁は, 保有個人情報開示決定通知書(東労発総個開第29-380号のことをいう)により, 部分開示された文書のなかで不開示情報とされたもののうち, 開示することによらず, 既に明らかである情報については, これらを不開示とする理由に欠き, 不開示情報には当たらないので, これらを開示の上, 原処分を取消, または, 原処分において一部不開示(部分不開示)となっている文書について, これらの部分を新たに開示範囲に加えた上で, 改めて, 開示決定(全部または, 一部追加での部分開示)を求めるもので

ある。

e 法14条3号イ及びロに係る、不開示理由の検討

法14条3号イについては、上記までに不開示理由に欠き、不開示情報に当たらないことを示したが、重ねて別の観点からも、法14条3号イ及びロについて不開示とする理由がなく、不開示情報には当たらない旨を以下に示す。

f 法人等に関する情報と当該法人自体の破産、法人代表者の自己破産

(a) 処分庁による不開示理由で示された、法14条3号に規定する法人等に関する情報とは、具体的に、審査請求人が、平成27年特定月日Aに労働基準法・労働安全衛生法の違反申告を行った特定事業場である特定センターに関する情報である。

当該特定事業場である特定センターは、特定労働基準監督署の再三の是正指導に対して、是正対応や是正報告書の提出をせず、法違反（原文ママ）を指摘されながらも、これを継続したまま特定事業場特定センターを隣市の神奈川県特定市に移転し、移転後も、神奈川県労働局特定労働基準監督署から是正勧告を受けており、かつ、法違反（原文ママ）を是正しないままであった（なお、当該法人の本店登記は、東京都特定住所であるが、これは一般住居（公営住宅）であり、かつ、労働者を使用する事業場ではなく労働・社会保険の適用もない、商業登記上のみのお店である。実質的に特定市のセンターにある事業本部が本店機能を兼ねていた。）。

(b) 当該法人は、上記のとおりかねてからの法令違反、放漫経営により、平成29年特定月日Hをもって事業停止し、事後処理を代理人弁護士に一任した上、既に自己破産申請の手続にはいつている（甲2号証）。また、代理人受任通知を発して、当該通知以後の債権債務関係については、既にその処理を代理人に一任しており、当該法人の代表者も同時に自己破産の手続に入っている。

g 法14条3号イ及びロに該当しない理由

(a) 処分庁では、法14条3号イ及びロに規定の不開示情報に当たる旨につき、「当該保有個人情報には、事業場について担当官が作成もしくは入手した文書又は事業場から提出させた文書などの法人等に関する情報であって、（同条3号イ）開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、（同条3号ロ）また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの

であって通例として開示しないとされている情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当すること」を不開示理由としている。

しかし、上記までに示したとおり、当該法人は、平成29年特定月日Hの以前から、従業員を解雇して既に事業を停止しており、事業場も抜け殻となっており事業を営んでいる事実は全くない。また、平成29年特定月日Hの事業停止以降、事後処理を代理人弁護士に一任した上、既に自己破産申請の手続にも入っている。

加えて、当該法人の代表者も同時に自己破産の手続に入っている。

これらの事実に照らせば、同条3号イに係って、当該法人は既に法人としての実態を欠き、裁判所の決定により解散し、法人自体が消滅するのは明らかである。また、このことから当然に、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益自体が消失する。法人等が消滅し、その権利利益自体も消失する以上、開示することにより、それら権利利益が損なわれるおそれ無く、これらを保護すべき正当な理由もその必要性もない。よって、不開示とする理由に欠き、不開示情報に当たらない。

(b) また、同条3号ロに係って、処分庁の「行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって（法人等又は個人における）通例として開示しないとされている情報が記載されており、同条3号ロに該当する」との不開示理由については、そもそも、当該情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものではなく、当該条件が付されたものでもない。

この行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものではなく、当該条件が付されていない点については、保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380号）における開示請求書、保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）にも記載しているとおりである。

また、当該事実は、特定事業場及び同社違反事業場である特定センターにおける、労働基準法違反、労働安全衛生法違反の違反申告を受け、申告臨検を行った特定労働基準監督官からも確認しており、また同法人の違反事業場内部でもそのような条件を付していない。

さらに、開示しないと条件で任意に提供されたものではな

く、当該条件が付されていない点に加えて、同条3号ロ（後段）に規定する、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるとしても、既に述べたとおり、当該法人自体が破産し、その権利利益が消滅し、更に、当該会社の代表者も自己破産に至る現在においては、もはや不開示とする理由に欠いており、この点においても、不開示情報には当たらない。

また、法14条3号イについては、上記（a）、（b）に記載の他、「上記イ（ア）d法14条3号イ、5号及び7号イに該当しない理由」でも、不開示情報に該当しない旨、既に重ねて示したとおりである。

（c）以上のとおり、法14条3号イ及びロいずれについても、これらを不開示とする理由に欠き、不開示情報には当たらないので、これらを開示の上、原処分を取消、または、原処分において、一部不開示（部分不開示）となっている文書について、これらの部分を新たに開示範囲に加えた上で、改めて、開示決定（全部または、一部追加での部分開示）を求めるものである。

h 保有個人情報に記載されていないとする、不開示理由の検討

（a）処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）に記載の「不開示とした部分とその理由」において、保有個人情報に記載されていないとする、不開示理由について、「（中略）同条5号及び7号イに該当するから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報に記載されていないものについては不開示とした。」としている。

（b）しかし、法14条の各号のいずれにおいても、「保有個人情報が記載されていないもの」につき、不開示情報に当たる旨の記載は存在しない。

むしろ法14条本文の「開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」の規定から、むしろ、不開示情報のいずれもが含まれていないのだから、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないということが出来る。

（c）加えて、法14条2号では、規定する不開示情報について同号のただし書で、「ただし、次に掲げる情報を除く」とし、イ（当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第12

0号) 2条1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)2条4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等の役員及び職員, 地方公務員法(昭和35年法律第261号)2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)からハまでに該当する情報は, 不開示情報に当たらない旨を明示している。その上で, いずれの不開示情報が含まれない場合については, 同じく法14条本文の規定により, 開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示しなければならない旨を規定している。上記規定からも, 不開示情報のいずれもが含まれていないのだから, 開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示しなければならないということができる。

i 保有個人情報に該当する理由

- (a) そもそも, 法5条において「この法律において「保有個人情報」とは, 行政機関の職員が職務上作成し, 又は取得した個人情報であって, 当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして, 当該行政機関が保有しているものをいう。ただし, 行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。」と規定している。
- (b) すなわち, 「行政機関情報公開法」に規定する行政文書(行政機関の職員が職務上作成し, 又は取得した文書, 図面及び電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって, 当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして, 当該行政機関が保有しているもの)に記録されている, 行政機関の職員が職務上作成し, 又は取得した「個人情報」であって, 当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして, 当該行政機関が保有しているものを「保有個人情報」というと解される。
- (c) 当該「個人情報」については, 法2条において, 「生存する個人に関する情報であって, 次の各号のいずれかに該当するものをいう。」とし, 「一 当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等(文書, 図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する

ことができないう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))」、「二「個人識別符号」が含まれるもの」とし、法3条において併せて、「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるものと記載している。

(d) 以上の点を踏まえて、保有個人情報の開示請求(平成29年8月4日受付個開第29-380号)と、これに対する処分庁の保有個人情報開示決定通知書(東労発総個開第29-380号のことをいう)を考えると、保有個人情報の開示請求は、主に、次のiからvまでをはじめとする情報である。

i 審査請求人が自身で行った違反申告に係る申告処理台帳(申告処理台帳、同付表、同続紙、同検索引簿(当該、違反事業場以外の他事業場に係る記載部分を除く))

ii 監督復命書、同(違反続き)、同続紙、これらに類する書類、文書、その他記録の一切

iii (当該申告に伴う臨検監督に係る)是正勧告書(控)、同続紙(控)最終是正督促書(控)、是正報告書、これらに類する書類、文書、その他記録の一切

iv (当該申告に伴う臨検監督に係る)指導票(控)、同続紙(控)、これらに類する書類、文書、その他記録の一切

v 違反者及びその事業主と特定労働基準監督署との連絡、指導、指示、報告、事案経過及び、それらの内容、事案の結審、

署長判決，及びその他の当該違反申告とその申告処理に係る文書，記録等

これらは，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）が多分に含まれる。また，法14条においては，「保有個人情報が記載されていないもの」につき，不開示情報に当たる旨の記載は存在しない。それらから，保有個人情報が含まれており，また，不開示情報のいずれもが含まれていないのだから，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならないということができる。

j 不開示情報に当たらない理由

- (a) そもそも，法における不開示の根拠規定は，法14条，法15条，法16条，法17条の外に存在せず，当該保有個人情報の存否自体を明らかにしない場合を除き，法14条各号に掲げるに不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き，保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）における「不開示とした部分とその理由」の法的根拠を求める事はできない。

以上から，処分庁が決定した，保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）における「不開示とした部分とその理由」について「不開示とした部分とその理由」が，法14条の規定によるところ，同条規定は，当該保有個人情報について不開示情報をいずれかが含まれている場合を定めていることから，保有個人情報が存する場合の不開示規定と観念しなければならない。

- (b) しかし，処分庁の保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）では，当該保有個人情報の「不開示とした部分とその理由」について，「保有個人情報が記載されていないもの」までも，不開示の理由としてされているが，そもそも，保有個人情報が記載されていなければ，「不開示とした部分とその理由」について法14条の根拠規定に欠くものであるし，また，法14条を根拠として「不開示とした部分とその理由」を示す以上，その前提として，「不開示とした部分とその理由」の対象は，保有個人情報に係るものと言うべきである。

- (c) 以上から，「不開示とした部分とその理由」における，「保有個人情報が記載されていない」旨の記載は，不開示理由には当たらず，不開示情報にもならないことは明らかである。よっ

て、これらを不開示とする理由に欠き、不開示情報には当たらないので、これらを開示の上、原処分を取消、または、原処分において一部不開示（部分不開示）となっている文書について、これらの部分を新たに開示範囲に加えた上で、改めて、開示決定（全部または、一部追加での部分開示）を求めるものである。

(d) また、開示手続の実務においても、法13条に基づく「保有個人情報の開示請求」と、行政機関情報公開法の4条に基づく「行政文書の開示請求」との比較では、「行政文書の開示請求」という、不特定多数の者に対しても開示して差し支えないことを想定した開示内容が、「保有個人情報の開示請求」という、特定の正当な請求権者に対する開示を想定した開示内容を超えて、情報開示がなされると考えるのは困難である。

(e) したがって、実際に「保有個人情報の開示請求」の手続の中で、もし仮に、保有個人情報に当たらない文書があったとしても、これらは「行政文書の開示請求」においては、通例は情報開示されない点、保有個人情報は、「行政文書」の全部または一部に含まれる点をも考慮すれば、当該情報が不開示情報には該当しない以上、「保有個人情報の開示請求」の手続のなかで、必要によっては職権によって、「行政文書の開示請求」の内容も含めた形で開示を行うのが、実務上、また事務取扱の便宜上も開示を行う行政庁、審査請求人のどちらにも有益であり、理由がある。

(イ) 法14条の規定により争いのない事実の小括

a ここまで、法14条の規定により争いのない事実として次の2点を示した。

(a) 法14条3号イ及びロに該当しないこと。

(b) 法14条5号及び7号イに該当せず、かつ、保有個人情報が記載されていないことは、不開示理由となりえないこと

b したがって、処分庁によって「不開示とした部分とその理由」に示された理由のうち、残る「法14条2号該当、かつ、同号ただし書イからハのいずれにも不該当（原文ママ）」旨の不開示理由が、審査請求の理由において、残る争点となる。

これについて、以下に記載する。

(ウ) 争点

a 法14条2号該当するという理由の検討

(a) 処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）に記載の「不開示とした部分とその理由」において、「開示請求に係る保有個人情報については、

氏名など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、法14条2号に該当」としている。

- (b) 法14条2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定しており、その趣旨は、特定の個人を識別することができること（となるもの）」、「開示することにより」、なお開示請求者以外の「個人の権利利益を害するおそれがある」ものを、不開示情報をするこゝで、開示請求に対して、開示請求者以外の個人に係る情報が明らかとなることを避けることです。

b 法14条2号該当しない理由

- (a) しかし、審査請求人は、開示請求者以外の個人に関する情報について、自らの事実確認や、申告臨検に伴った経過報告等を通じて、開示請求者以外の個人に関する情報についても十分に存じているところ、法14条2号の趣旨から不開示となっている部分について、これらを不開示とする理由に欠き、不開示情報とする必要はありません。
- (b) また、これら法14条2号の不開示情報は、後述のとおり、同号ただし書イからハのいずれにも該当することから、法14条2号の不開示情報の規定からも除かれます。
- (c) よって、これらを不開示とする理由に欠き、不開示情報には当たらないので、これらを開示の上、原処分を取消、または、原処分において一部不開示（部分不開示）となっている文書について、これらの部分を新たに開示範囲に加えた上で、改めて、開示決定（全部または、一部追加での部分開示）を求めるものです。

c 同号ただし書イからハのいずれにも不該当（原文ママ）とする理由の検討

- (a) 処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）に記載の「不開示とした部分とそ

の理由」について、「（法14条2号）ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」としているが、これは事実と大きく異なる。

(b) なお、法14条2号ただし書イからハとは、下記のことである。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）2条1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）2条4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(c) また、処分庁が、平成29年8月3日付けで行った保有個人情報開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380号）にて提出した開示請求書及び、「保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）」等においても、法14条2号ただし書のロ、ハそれぞれに該当し、開示対象となる旨を具体的かつ詳細に記載している。

(d) また、処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）には、審査請求人が提出した、開示請求書及び「保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）」等に記載した点には、一切触れておらず、「（中略）同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」としたのみであり、当該不開示とした理由や、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない根拠についても一切示されず、処分庁が示した「不開示とした部分とその理由」は、理由に欠くものであった。

よって、既に、保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380号）にて提出した開示請求書及び、「保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）」等に加えて、法14条2号ただし書イからハに該当することを以下

に具体的に示す。

d 同号ただし書イに該当する理由

- (a) イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報につき、該当する理由は、下記のとおり。

例えば、申告処理に伴う監督復命書や再監督復命書において、臨検監督を実施した旨や、臨検監督時の対応者、是正勧告書・指導票を受取った者の氏名などについて、担当監督官から連絡・報告を受けていた他、事業場の現況などについても定期的に報告する協力関係の中で、具体的に申告処理台帳上（続紙等を含む）に記載されている経過の記録、例えば、特定マネージャーが出頭予定日をドタキャンしたり、監督署へ提出すべき資料等がそろわなかった経過、臨検監督から指定期日を過ぎても是正の確認ができず、再度の臨検監督を行ったこと等の詳細な経過について、労働基準監督業務への協力を通じて、十分に存じている点もその証左である。

- (b) 加えて、これらの点については、特定労働基準監督署の特定役職からも詳しく説明と報告を受けており、違反申告と労働基準業務及び、申告処理の一連の業務においては、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するものも多く存している。

これらの点については、法14条2号ただし書イに該当し、不開示情報からは除かれるので、その旨を示します。

e 同号ただし書ロに該当する理由

- (a) ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報について、該当する理由及び経緯は、下記のとおり。

- (b) 本件審査請求は、審査請求人が特定労働基準監督署に対して行った違反申告に伴う申告処理の過程で行われた臨検監督、是正勧告書・指導票交付、これらに伴う監督復命書、その後の被申告事業場の対応及び態様の経過記録、再臨検、事業場移転による監督事案の終了、及びこれら一連の申告処理台帳とこれに関連する内容及び経過、その報告書類等の開示を求める事案であり、原処分において、一部開示決定となったうち、残る不開示部分（部分不開示）について、その全部または一部の開示を求めて、原処分に審査請求を行う事案であることを再確認する。

- (c) また、審査請求人は、平成27年特定月日A特定労働基準監督署に申告に及ぶ直前、36条協定もないまま、月に100時

間を超える過重残業を強いられており、同年特定月日Dには、当該違反申告に伴う臨検監督を行った。その後、特定労働基準監督署は、平成28年特定月日Eに、特定事業場及び、同社の違反事業場である特定センターに対して、それぞれ複数の是正勧告書と指導票を交付した。

- (d) にも関わらず当該法人及び違反事業場は、これら法違反を是正せず、さらに同監督署からの指導にも従わなかった結果、平成28年特定月日Fに審査請求人は、当該違反事業場にて労働災害に被災した。当該違反事業場では、労災事故を生じさせた以後も法違反を続け、監督署に事実と異なる返答をする等の対応をした挙句、平成28年特定月日Gには、隣市の神奈川県特定市へ事業場を移転させ、名称を改称した上で、引き続き法違反を重ねた。そのため、移転後においても、再度特定労働基準監督署Yから臨検監督を受けた上、是正勧告を受けていた。
- (e) 審査請求人は、36条協定も無いまま月に100時間を超える過重残業を強いられた上、適切な時間外賃金を支払わない違反事業場に対して、適切な賃金を支払うよう請求した。しかし違反事業場は、支払う素振りを見せるだけで一向に賃金を支払わなかったところ、審査請求人の賃金が消滅時効にかかるため、提訴前解決を図ったが、それも争うとの返答であったため、止むを得ず残業代について出訴するに至った。
- (f) しかし、当該違反事業場は、これを不服として様々な報復を審査請求人へ加えた上、挙句の果てに、社会保険料の支払いを拒むためという全く理不尽な理由で、審査請求人を解雇した上、その解雇予告手当についても一切支払わないばかりか、労災等の休職期間中の社会保険料について、実際には当該事業場は、社会保険料を支払っていないにも関わらず、これを立替えたと称して審査請求人を反訴すると恫喝した上で、事業場として滞納し立替えてもいない社会保険料をなかば強引に、審査請求人に対して支払させた。
- (g) 一方で、当該違反事業場は、裁判中もそれ以後も審査請求人への支払いを拒み、裁判所の和解案まで拒んだ結果、判決にて、審査請求人の請求額は全面様にされ、併せて、裁判所から当該違反事業場である特定事業場は、付加金を附された。
- (h) しかし、裁判中の和解交渉を利用し、当該違反事業場である特定事業場は、代理人弁護士と組み、平成29年特定月日Hの残業代裁判の結審日と同日に事業を廃止し、残業代裁判の判決日である同年特定月日Iには、特定事業場は、プレスリリース

で、当該法人及び、その代表取締役のどちらも弁護士に一任した上で自己破産の手続に入った。

- (i) 審査請求人が、月に100時間を超える過重残業を強いられて特定労働基準監督署に違反申告を行ってから、本件審査請求までの経過は以上のとおりである。
- (j) 同号ただし書口に該当する理由について、特定事業場及び、当該法人の代表取締役は、どちらも弁護士に一任した上で自己破産の手続に入っているが、今後法人の清算手続、及び、代表者個人の自己破産決定と債務の免責が行われる運びである。
- (k) しかし、当該法人の代表取締役が自己破産を行った場合でも、破産法253条において、租税や社会保険料、罰金などの債権は免責とならない非免責債権となっており、同様に破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権（2号）、破産者が故意または重過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（3号）、雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権（5号）は、免責されません。

さらに、会社法429条にいう取締役及び監査役の善管注意義務ないし忠実義務は、会社資産の横領、背任、取引行為など財産的範疇に属する任務懈怠だけでなく、会社の使用者としての立場から遵守されるべき労働基準法上の履行に関する任務懈怠も包含する（第2次昭和観光事件）として、強行法規たる労働基準法違反が任務懈怠を構成することを示しています。

以上に具体的に示したように、特定労働基準監督署は、平成28年特定月日Eに、特定事業場及び、同社の違反事業場である特定センターに対して、それぞれ複数の是正勧告書と指導票を交付した内容は、審査請求人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であることはもちろんのこと、未だ治療中である審査請求健康（原文ママ）、ひいては、その後の寿命や老後の介護等の本人や家族といった人の生命にも大きく係る問題であり、同号ただし書口に該当する理由としても十分なものです。

そのため、特定労働基準監督署は、平成28年特定月日Eに、特定事業場及び、同社の違反事業場である特定センターに対して交付した、是正勧告書、及び同指導票（それぞれ続紙等を含む）、申告臨検から監督終了までの経過記録等について、職権も含めて、全面開示をお願いしたく、本件審査請求に及んだ次第です。

もしこれらが開示されない場合、当該法人の代表取締役の免責が認められてしまうと、本当にその生活の再建や、財産保護の機会を永久に失ってしまうことになります。

その点、特定労働基準監督署は、平成28年特定月日Eに、特定事業場及び、同社の違反事業場である特定センターに対して交付した、是正勧告書、及び同指導票（それぞれ続紙等を含む）、申告臨検から監督終了までの経過記録等が明らかとなれば、裁判所の判断によりますが、当該法人の代表取締役の免責について議論のより（原文ママ）があります。

また、特定事業場及び当該法人の代表取締役は、審査請求人への貸金を支払わないにも関わらず、既に自己破産の手続費用を思弁して弁護士に依頼しており、代表取締役自身の法的保護については、まったく心配ありません。また、最終的な免責の判断については、裁判所が決定することから、より多くの証拠に基づいて、公正・公平な判断が可能であると考えます。

f 同号ただし書ハに該当する理由

(a) ハ 当該個人が公務員等国家公務員法2条1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法2条4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をという。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に回答する理由は下記のとおり。

(b) 開示請求書、同別紙に記載した文書は、開示請求者の行った違反申告及び、当該申告に伴う申告処理と、当該申告処理に伴って確認された、法違反の事項（是正勧告書及び同控）及び、法違反おそれがある事項（指導票、同控）、その他申告処理台帳、同続紙等に記載のある監督業務等については、開示請求者以外の個人が公務員等で有る場合に該当します。そのため、開示請求者以外の個人である公務員等が、その職務の遂行に係る情報であるときは、その職と職務遂行の内容に係る部分が、開示情報に該当します。

これは、仮に特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそ

れがある場合であっても、なお開示情報に該当します。

(エ) 結語

本件審査請求に及ぶ理由は、以上のとおりです。

重ねてのお願いになりますが、審査請求に係る原処分の開示文書は、審査請求人の人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、非常に重要な情報であり、この機を逃してしまうと永久に救済を受ける事ができません。

対して、審査請求人以外の個人情報、法人情報は、それぞれ開示になんら問題がありませんし、労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすその他のおそれが無い点も、開示請求時に誓約書でお示しのとおりでございます。

本件審査請求の審査に当たっては、法16条の職権での開示も含めた、格段の御配慮を賜りたく、御高配の程、お願い申し上げる次第です。

(別紙添付省略)

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書(下記第3。以下同じ。)において、「不開示とすることが妥当である」旨の部分につき、開示することが相当な情報については、当意見書にて開示すべき理由を以下に述べます。開示すべき理由のある部分については、開示すべき旨の答申をお願いいたします。

ア

(ア) 当意見書の提出及び、本件審査請求へ至る経緯

- a 審査請求人は、平成29年8月3日付(同年同月4日受付)にて、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、別紙のとおり、開示請求を行いました。
- b この開示請求に対し、処分庁に、開示理由を一部認めていただいた上で、部分開示(一部開示)決定(原処分)を行っていただきました。
- c 一方、処分庁の行った部分開示(一部開示)決定で、不開示とされた部分のうち、なお、開示対象である情報が含まれていることから、申立人は、かかる不開示部分につき、更なる開示をお願いすべく、本件審査請求に及ばせていただきました。
- d 本件審査請求においても、諮問庁の理由説明書の中で、処分庁の行った原処分で不開示とされたもののうち、理由説明書に記載の1(4)について、開示理由を認めていただき、新たに御開示される旨の諮問案をいただきました。

e しかしながら、諮問庁の理由説明書において「不開示とすることが妥当である」旨の部分につき、なお、開示すべき情報が記載されております。

開示すべき情報が記載された不開示部分については、当意見書において、それらが本来開示すべき情報である旨を述べます。

かかる開示情報が含まれる不開示部分につき、開示情報が存すると判断される場合には、御審査会において、開示すべき旨の御答申をお願い申し上げます。

(イ) 審査請求人（意見書・申立人）としての考え方

本件審査請求に係り、理由説明書で新たに開示するとした下記第3の1（4）に掲げた部分に加え、①法14条2号、②3号イ及びロ、③5号並びに④7号イに基づき、理由説明書で不開示とされたうち、非開示（原文ママ）とする理由が無い部分については、開示すべき旨のご答申をお願い申し上げます。

(ウ) 本件事案の特殊性、その他の前提とすべき事実について

本件審査請求は、以下 a から d の特殊事情、その他前提事実があります。

a 特定事業場（本件被申告事業者）は裁判所の破産手続開始決定（倒産）を受けている点

(a) 特定事業場は、平成29年特定月日Hの午後5時に東京地方裁判所民事20部より、破産手続開始決定を受けており、清算される当該法人への不利益は皆無です。（甲第1号証）

(b) また、本件被申告事業所も平成28年特定月にはこれを廃止して、他所に移転しており、移転後の事業所も、上記の破産手続申立に先立ち、平成29年特定月日Jに同事業場を廃止の届出（雇用保険・事業所廃止届）をしております。

(c) よって、開示することにより、新たに、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、ありません。

b 特定事業場による是正勧告書・指導票の破棄・証拠隠滅をした点

(a) 特定事業場は、平成28年特定月日Eに特定労働基準監督署から交付をされた労働基準法・労働安全衛生法違反の是正勧告書・指導票等について、開示によることなく、既にこれらを破棄して、犯罪の事実等を隠滅している旨を書面で回答しております。（甲第2号証）

(b) 平成28年特定月日E交付の同是正勧告書・指導票等受付から2年余りが経過し、その上、これらを破棄・隠滅した旨を自

ら明らかにしていることから、開示の有無に係らず、既にか
かる犯罪の事実等の隠滅を企図・実行し、これを既遂しており
(証拠隠滅罪)、今回の開示を新たに妨げる理由には当りませ
ん。

(c) よって、上記事実からも、審査請求人に対し、今回開示する
ことにより、新たに、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維
持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす
おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が
ある情報」に該当することはありません。

また、今回開示することにより、新たに、「監査、検査、取
締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正
確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行
為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当
該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるもの」にも、同様に該当しません。

(d) 加えて、後述(エ)のとおり、不開示とされた情報は、開示
請求手続きに伴って発覚した資料散逸に伴って、一連の開示手続
の中で特定労働基準監督署の特定役職から大半が既に審査請求
人に開示されており、そのため、「意見書別紙」、「意見書別
紙2」に掲げた事項については、開示することにより、新たに、
上記cのかかるおそれ(c傍線部分)、その他当該事務又は事
業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお
それがあるものではないことは明らかです。

(e) よって、法14条5号、7号イの上記記載の事項については、
不開示情報には該当しません。(原文ママ)

c 本件審査請求に係る情報開示について、全く支障が無い旨の意
見書

(a) 特定事業場が、平成29年特定月日Hに東京地方裁判所より
破産手続開始決定を受け、当該法人への不利益は皆無である
ことは、上記aで既に述べたとおりです。(甲第1号証)

また、かかる破産手続開始決定により、特定事業場は法人と
して法律行為の権利能力を失い、法人に代わって裁判所から選
任された破産管財人が、当該法人の法律行為をなすこととなり
ます。

(b) そして、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」にお
いても、「保有個人情報を開示されることについて全く支障が
ない。」旨の意思表示がなされているところ、本件審査請求に
係る保有個人情報の開示(法人(会社)及び申立人(審査請求

人の一切を開示対象に含み、ただし、その他の従業員に関する情報はこれを除く）は、全く差支えがありません。（甲第3号証，甲第4号証）

- (c) また、「保有個人情報を開示されることについて全く支障がない」とは、今回開示することにより、新たに、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものには、該当することはありません。

また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに係る事項をも含めた情報ですので、同様に、該当しません。

- (d) よって、法14条3号ただし書イ及びロも含めて、不開示情報には該当しません。

d 特定労働基準監督署の特定役職からの教示、守秘誓約書を提出している点

- (a) 審査請求人は、特定労働基準監督署の特定役職から、特定事業主・特定事業場に対する申告処理過程の教示を受けており、ここで教示を受けた内容については、審査請求書にて別紙別表に示したとおりです。（意見書別紙・同別紙2）

- (b) この点、もしかかる開示内容が、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報、あるいは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報を含んでいたとしたら、それ自体が機密漏えいも含む深刻な事象ですが、本件申告処理を対応した特定監督からの報告について、特定労働基準監督署の（当時）特定役職監督官、特定役職も立会いの上で、申告処理台帳などを逐次、確認しながら示された情報です。（甲第5号証）

- (c) また、この手続は審査請求人が、保有個人情報の開示手続の中で、特定労働基準監督署における一部資料散逸が発覚し、あくまでも保有個人情報の開示手続の中で、かかる開示がなされており、また同時に、審査請求人が既に存知していると

ころ、今回開示することにより、新たに、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」、あるいは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報」が含まれていないことは明らかです。

併せて、同様に、審査請求人が存知している情報は、その他の理由による不開示情報も含めて、その際に一度は開示を受けており、また上記のとおり、審査請求人が既に存知もしているところ、「行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも当たりません。

- (d) また、審査請求人は、守秘誓約書にて、特定事業主、特定事業場に係らず、他の労働基準監督業務をはじめその他全ての事象について、開示することにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」や、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が増すことが無い旨、守秘誓約書を再三に渡って、処分庁、諮問庁、そして、総務大臣に対して、これを提出し、固く宣誓しております。

(甲第6号証、甲第7号証、甲第8号証)

- (e) よって、本件開示によって、開示することにより、新たに、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」や、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが増すことのおそれ」は、ございません。

- (f) 併せて、審査請求人が存知している内容は、その他の理由による不開示情報も含めて、過去に一度は開示を受けており「審査請求人が既に存知もしている」ところ、行政機関の要

請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものには当たりません。

(エ) 小括

本件審査請求の審理に当たっては、上記ウ（ア）から（エ）までに示しました、本件事案の特殊性、その他の前提とすべき事実を踏まえた上、御検討いただきますようお願い申し上げます。

イ 保有個人情報該当性の当否

(ア) 保有個人情報が記載されていないとする、不開示理由の検討

a 処分庁は、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）に記載の「不開示とした部分とその理由」において、「（中略）同条5号及び7号イに該当するから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。」と、保有個人情報が記載されていない旨を不開示理由としました。

b しかし、法14条の各号のいずれにおいても、当該「保有個人情報が記載されていない」ものにつき、当該部分が不開示情報に当たる旨の規定は存在しません。

法14条本文の「開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している点で、不開示情報のいずれもが含まれていないのだから、処分庁は、開示請求者（本件審査請求人）に対して、むしろ当該保有個人情報を開示しなければならない、というべきです。

c 加えて、法14条2号では、規定する不開示情報について同号のただし書で、「ただし、次に掲げる情報を除く」とし、「イ（当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）2条1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）2条4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」、ロ、及び、ハまでに該当する情報は、不開示情報に当

たらない旨を明示しています。

- d その上で、いずれの不開示情報が含まれない場合については、同じく法 1 4 条本文の規定により、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を規定しています。
- e 上記これらの規定からも、不開示情報のいずれもが含まれていないのだから、開示請求者に対して、当該保有個人情報を開示しなければならないというべきです。

(イ) 保有個人情報に該当する理由

- a そもそも、法では、2 条において「この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定しています。
- b 即ち、「行政機関情報公開法」に規定する行政文書（行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの）に記録されている、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した「個人情報」であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものが、かかる「保有個人情報」に当たることになります。
- c 当該「個人情報」については、行政機関情報公開法（原文ママ）の 2 条において、以下、「生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」とし、「一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、「二 「個人識別符号」が含まれるもの」とし、法 3 条（原文ママ）と併せて、「個人識別

符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう（一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの）と、規定されています。

- d 以上の点を踏まえて、保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380号）と、これに対する処分庁の保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）を考えると、保有個人情報の開示請求では、主に、理由説明書において、文書番号3、対象文書名「担当官が作成又は収集した文書」の頁15頁及び16頁の「是正確認」欄、17頁ないし22頁の「保有個人情報非該当」の箇所は、保有個人情報に該当し、開示対象となるものです。

これらは、審査請求人が行った違反申告、及びその是正指導に対して、事業所における経過報告等を担当の特定監督官と打合せて協力しながら進めたことで明らかになった事実です。

また、もし当該違反申告がなければ、法違反の事実について明るみにならなかったものであることから、審査請求人の行った違反申告に係って、また審査請求人の是正指導の要請により、特定労働基準監督署はじめ行政機関が取得した情報であり、審査請求人の申告とは無関係に取得された情報と言えないことも明らかなのであるから、保有個人情報に該当するといえます。

そして、これら文書は、審査請求人の違反申告に端を発して明らかとなり、またその後の経過や違反事業所の動静の連絡、報告等も含めたその他一連の審査請求人行動とは無関係に存在しているということとはできないのだから、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）を含めて、平成27年特定月日Aより以降の当該違反申告から、平成28年特定月日Kの申告処理の事案終了までの情報及び、これらについて、後日改めて、特定労働基準監督署の特定役職より、

審査請求人が改めて報告を受けた内容は、いずれも保有個人情報に該当しています。（甲第5号証）

また、法14条においては、保有個人情報が記載されている場合で、一部不開示情報が含まれる場合を規定しているにすぎず、「保有個人情報が記載されていないもの」については、そもそも、法14条において保有個人情報の不開示情報に係る旨の規定であるから、「保有個人情報が記載されていないもの」については、不開示とする規定自体が存在せず、またその理由も同様に存在しません。

また同時に、法14条より、これらが不開示情報に該当しない以上は、同条の規定より、当該情報が開示すべき情報に案件のうち、当たる旨も、既に述べたとおりです。

このように、当該文書には、保有個人情報が含まれており、また同時に、不開示情報のいずれもが含まれていないのだから、開示について理由があり、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと、いうべきです。

(ウ) 不開示情報に当たらない理由

- a そもそも、法における不開示とする根拠規定は、法14条、法15条、法17条の外に存在せず、また、既に開示決定（部分開示）をし、非開示部分（原文ママ）についても、その存在自体も開示により明らかとなっている以上、法17条に規定される保有個人情報の存否に関する情報（存否自体を明らかにすること自体が不開示情報に当該し、開示請求を拒否することのできる保有個人情報）にも該当しません。

また、処分庁が決定した、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）における「不開示とした部分とその理由」という当該記載自体が、不開示情報について定める法第14条の規定に基づいており、同時に、同条規定は、行政機関の保有する個人情報（保有個人情報）につき、当該保有個人情報に係る不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示しなければならないと定めている点も踏まえれば、法14条の規定は、その前提に保有個人情報を対象として、これが存在する場合について、同条各号の不開示情報に当たる理由から当該部分を不開示とする趣旨の規定であることは明らかです。

したがって、保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）「不開示とした部分とその理由」において、法第14条各号に掲げるに不開示情報のいずれかが

含まれる場合を除き、不開示の根拠を求める事はできません。

b しかし、処分庁の保有個人情報開示決定通知書（東労発総個開第29-380号のことをいう）では、当該保有個人情報の「不開示とした部分とその理由」の記載自体が、保有個人情報の存在を前提としている法14条を根拠としているにも関わらず、かかる法14条に規定のない「保有個人情報が記載されていないもの」までもが、不開示の理由とされているのは、法14条の根拠規定に欠き、また、不開示とすべき理由もありません。

c そもそも、保有個人情報それ自体が記載されていなければ、「不開示とした部分とその理由」について、保有個人情報の存在を前提とする法14条における根拠規定に欠くものであるし、また同時に、法14条を根拠として「不開示とした部分とその理由」を示すならば、その前提として当該「不開示とした部分とその理由」には、当然に、不開示部分に保有個人情報が存していると言うべきです。

d 以上から、「不開示とした部分とその理由」について、「保有個人情報が記載されていない」旨の不開示理由は、その根拠となる法14条の保有個人情報の不開示理由には当たらず、不開示情報ということができないことは明らかです。

よって、これらを不開示とする理由に欠き、不開示情報には当たらないので、原処分を取消、または、原処分において一部不開示（部分不開示）となっている文書について当該部分を開示範囲に加えた上、改めて、開示決定（その全部または一部を開示部分に追加して部分開示）を求めるものです。

(エ) その他、開示について相当の理由があること

a 併せて、開示手続の実務においても、法13条に基づく「保有個人情報の開示請求」と、行政機関情報公開法の4条に基づく「行政文書の開示請求」との比較において、「行政文書の開示請求は、不特定多数の者に対して開示したとしても差し障りのない情報の公開を想定する情報開示です。

これが「保有個人情報の開示請求」という、特定の個人に係り、その者の請求をより開示される内容を超えて、不特定多数へ公開しても差し支えない情報として開示がなされると考えるのは、それぞれの開示請求制度と、その決定・不開示を規定する趣旨から考えれば、これは、およそ困難であることは明らかです。

b したがって、実際に「保有個人情報の開示請求」の手続の中で、もし仮に、保有個人情報に当たらない文書があったとしても、これら文書は「行政文書の開示請求」では開示されないと

考えるのが妥当であり，保有個人情報，「行政文書」の全部または一部に含まれる点をも考慮すれば，当該情報が不開示情報には該当しない以上，「保有個人情報の開示請求」の手續のなかで，その必要によっては職権により，「行政文書の開示請求」の内容も含めて開示を行うのが，実務上，また事務取扱いの便宜上も行政庁，審査請求人のどちらにも有益であり，また，かかる手續での開示について，必要な理由があるといえます。

(オ) 不開示情報該当性の当否

不開示情報該当性の当否については，既に「本件事案の特殊性，その他の前提とすべき事実について」及び，審査請求書において，述べたとおりです。

(カ) 結語

a 本件審査請求に及ぶ理由は，以上のとおりです。

(a) 重ねてのお願いになりますが，審査請求に係る原処分の開示文書は，審査請求人の生命，健康，生活又は財産を保護するために，非常に重要な情報であり，この機会を逃してしまうと永久に救済を受けられず，本件審査請求において他に方法はありません。

(b) 対して，審査請求人以外の個人情報，法人情報は，それぞれ開示に問題がありませんし，労働基準監督機関が行った手法，法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり，労働基準監督機関が行う検査，犯罪捜査から逃れることを容易にし，または助長する等の監督指導事務の適切な執行に支障を及ぼすその他のおそれその他，法14条の不開示理由のいずれにも該当しない点は，本件審査請求書と併せて提出しました，審査請求人の誓約書でも，お示しの通りでございます。（甲第6号証，甲第7号証，甲第8号証の申立人・審査請求人による各誓約書）

(c) その他，①審査請求人の陳述書，②処分庁へ開示請求を行った際の平成29年8月3日付で，行った保有個人情報の開示請求（平成29年8月4日受付個開第29-380号）と提出した「保有個人情報開示請求書別紙続紙（開示理由申出書）及びその添付書類」を審査請求書 別紙4の1から3，同別紙5の1から2，同別紙6までに記載したとおりです。（理由書別紙，理由書別紙2）

(d) 本件審査請求に当たっては，処分庁へ開示請求時と大きく事情が大きく異なっており，当該法人及びその代表者の自己破産にあつては，法違反の事実について，故意・過失の有無や程度，その経過や態様がとても重要な意味を持っております。また，

本件審査請求において他に、これらを明らかとする手段がございません。

(e) つきましては、法16条の職権での開示も含めた、格段の御配慮を賜りたく、御高配の程、よろしくお願い申し上げます。

(別紙添付省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、下記(4)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年法律第49号)等の違反があるとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表(省略)に掲げる文書番号1ないし5の文書(以下、第3において「対象文書」という。)である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は収集した文書(対象文書3の③)

対象文書3は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書3の③の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(対象文書4の②)

対象文書4は、申告処理の過程で特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、対象文書4の②の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(3) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(対象文書1)

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事

業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（3頁ないし10頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものことから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の①及び②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書及び続紙（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「NO.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

（ア）監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、そ

の尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたこれらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。こ

これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書2の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされていることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、対象文書3の①には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書

対象文書の4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに

該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書4の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示として部分のうち、対象文書1の③及び2の③及び3の④並びに4の③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「対象文書全体が法14条の各号に該当しないため、すべてを開示すべき」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記(4)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法43条1項の規定に基づき、平成30年2月22日付け厚生労働省発基0222第4号により諮問した平成30年(行個)諮問第26号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、次のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

(2) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書のうち、96頁、147頁の全体について、諮問庁としては当該部分については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該部分は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場

の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、148頁の会社ホームページについては、新たに開示することとする。

- (3) 担当官が作成又は収集した文書のうち、20頁ないし22頁の全体について諮問庁としては、当該部分については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該部分が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるお

それがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 対象文書1ないし対象文書4について、誤謬が判明したため、保有個人情報¹の該当性については下記の表1のとおり、また、不開示情報²該当性については下記の表2のとおり修正する（下線及び抹消部分）。

表1

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分
番号	対象文書名	
	(省略)	
4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	42頁及び43頁，46頁ないし70頁63頁，90頁ないし94頁，96頁ないし100頁，102頁ないし113頁，115頁ないし123頁，125頁ないし134頁， <u>136頁</u> ないし142頁，147頁及び148頁

表2

1 文書番号及び頁			2 不開示を維持する部分	
番号	対象文書名	頁	該当箇所	根拠条文（法14条）
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし10	②1頁の「違反条文」欄2行目9文字目ないし16文字目，3頁の「処理経過」欄17行目ないし20行目，4頁の「処理経過」欄21行目ないし23行目及び26行目10文字目ないし27行目7文字目，5頁の「処理経過」欄9行目ないし18行目及び29行目ないし30行目，6頁の「処理経過」欄1行目ないし2行目及び17行目ないし18行目， <u>7頁の「処理経過」欄1行目及び26行目</u> ないし30行目， <u>8頁</u>	2号，3号イ及び口，5号，7号イ

			の「処理経過」欄1行目及び2-6行目ないし3-0行目、8頁の「処理経過」欄1行目ないし4行目及び6行目ないし1-5行目及び1-7行目ないし2-3行目並びに2-9行目ないし3-2行目、9頁の「処理経過」欄1行目ないし5行目及び9行目ないし1-2行目並びに1-4行目ないし2-8行目、8頁1-0頁の「処理経過」欄5行目1文字目ないし3-8文字目及び9行目ないし1-0行目及び1-3行目ないし1-7行目並び2-3行目	
2	監督復命書及び続紙	1 1 ない し 1 4	① 1 1 頁の「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 2 1 行目 1 文字目ないし 2 9 文字目及び 4 行目， 1 2 頁の「週所定労働時間」欄，「最も賃金の低い者の額」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 4 行目，「違反法条項・指導事項等」欄 5 枠目の 2 行目 7 文字目ないし最終文字，「是正期日」欄，「確認までの間」欄，「備考 1」欄，「備考 2」欄， 1 3 頁の「N O.」欄 6 枠目ないし 8 枠目，「違反法条項・指導事項等」欄 6 枠目ないし 8 枠目，「是正期日」欄 1 枠目ないし 8 枠目，「確認までの間」欄 1 枠目ないし 8 枠目，「備考 1」欄 1 枠目ないし 8 枠目，「備考 2」欄 1 枠目ないし 8 枠目， 1 4 頁の「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 1 1 行目	3 号イ 及び 口， 5 号， 7 号イ
3	担当官が作成又は収集した文書	1 5 ない し 2 2	② 1 5 頁の「受領者職氏名」欄の不開示部分 ③ 2 0 頁ないし 2 2 頁	2 号 3 号イ 及び 口， 5 号， 7 号イ
4	特定事業場から労働基準監	4 2 ない し 1 4 8	① 4 4 頁， 4 5 頁， 6 4 頁ないし 7 0 頁， 9 5 頁， 1 0 1 頁， 1 1 4 頁， 1 2 4 頁， 1 3 5 頁及び 1 4 3 頁ないし 1 4 6 頁	2 号， 3 号イ 及び 口， 5

督署へ提出された文書		号, 7号イ
	② 96頁, 147頁	3号イ及び口, 5号, 7号イ
	③ 71頁ないし89頁, 148頁	新たに開示

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書1ないし対象文書4の1枚目ないし148枚目に1頁ないし148頁と付番したものを「頁」として記載している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月8日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年5月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成31年2月13日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の2欄に掲げる通番1ないし通番7の文書に記録され

た情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

(1) 通番1ないし通番3、通番5及び通番7

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

ア 通番1

当該部分は、「是正勧告書」（控）の是正状況確認のため、専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

イ 通番2

当該部分は、特定労働基準監督署の労働基準監督官が特定事業場に臨検を行った結果作成した文書であるが、審査請求人の申告事項以外の事項に関係する文書であることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

ウ 通番5

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、審査請求人以外の第三者に関する情報が記載された文書であり、当該部分に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

エ 通番3及び通番7

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定労働基準監督署の労働基準監督官が作成した文書又は特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書であり、当該部分の記載内容に加え、その取得の目的を考慮すると、当該部分に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(2) 通番4及び通番6

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名

その他の審査請求人を識別することができる情報の記載が認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の4欄に掲げる部分について

ア 通番2

当該部分のうち、特定事業場の担当者の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人からの申告事項の処理経過に関する情報であり、同号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

当該部分のうち、11頁の「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし12文字目は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、12頁の「週所定労働時間」欄及び14頁の「参考事項・意見」欄1行目は、特定事業場に勤務していた審査請求人であれば当然承知している情報であると認められ、14頁の「参考事項・意見」欄2行目ないし6行目は、下記エにおいて開示すべきとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、これらを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその

発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

当該部分は、特定事業場の担当者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記アにおいて開示すべきとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番5

当該部分は、「是正勧告書」（控）の「違反事項」欄の記載であるが、原処分において開示されている審査請求人からの申告事項の内容及び労働関係法令の規定の内容から、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番8

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された審査請求人の雇用に関する資料であるが、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるこ

とにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番1

当該部分には、申告処理案件の完結区分が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2の「違反条文」欄

当該部分には、特定事業場に対する法令違反の内容が記載されており、これを開示すると、特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番2の「処理経過」欄

当該部分には、労働基準監督官の申告処理に係る対応方針及び特定事業場からの聴取内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番3の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄

当該部分には、申告処理に係る対応方針及び特定事業場からの聴取内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番3の「最も賃金の低い者の額」欄、「違反法条項・指導事項等」欄、「是正期日」欄、「確認までの間」欄、「備考1」欄、「備考2」欄及び「NO.」欄並びに通番5

当該部分には、特定事業場に対する法令違反の内容及び特定事業場

の内部管理に関する情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番6

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 通番7の20頁

当該部分は、労働基準監督官が作成した資料であるが、申告処理に係る対応方針が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 通番7（上記キを除く。）及び通番9

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された資料であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関の行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 通番8

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された資料であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記クと同様の理由によ

り、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法14条2号該当性について、審査請求人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同号ただし書口に該当する旨主張している。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法14条3号イ及びロ該当性について、特定法人は平成29年特定月日に事業停止し、同年特定月日には破産手続開始決定を受け、平成30年特定月日付けで破産管財人から「保有個人情報を開示されることについて全く支障がない。」旨の意見書が提出されていることから、同号イ及びロには該当しない旨主張している。

破産手続開始決定により、直ちに破産手続を開始した法人の正当な利益を害するおそれがなくなるとは認められないが、不開示情報該当性については、原処分時点の事情で判断すべきところ、審査請求人が提出した資料によれば、特定法人が破産手続開始決定を受けたのは原処分が行われた日（平成29年8月24日）よりも後であると認められることから、審査請求人の上記主張は採用できない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記3において不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

- (4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示決定通知書の「1 開示する保有個人情報」欄には、本件開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」欄に記載されている文言と同一の文言が記載されており、具体的には「別紙（「保有個人情報開示請求書 別紙」及び、「同別紙 続紙（開示理由申出書）」）に記載のとおり。ただし、特定法人代表印（丸印）の印影を除きます。」とのみ記載されており、開示する保有個人情報の内容が不明瞭であることから、処分庁

においては、今後、開示する保有個人情報が記録されている文書の具体的な名称を記載するなどして、適切に対応することが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

東京労働局特定労働基準監督署に対し、開示請求者（違反申告者）本人が、平成27年特定月日A、同年同月特定日B、同年同月特定日Cに行った、労働基準法・労働安全衛生法に基づく違反申告（違反者：特定事業場）及び、これら申告に基づき同監督署が実施した労働基準監督業務・安全衛生監督業務（臨検監督及びその経過から事案解決の結果、署長判決等の評価等までの全てを含む）について、下記1～7（それぞれについて、付表・添付書類・電磁的記録等その他これらに類する記録等を含む）の一切。ただし、特定法人代表印（丸印）の印影を除きます。

- 1 申告処理台帳，同付表，同続紙，同索引簿（当該，違反事業場以外の他事業場に係る記載部分を除く），これらに類する書類，文書，その他記録等の一切。
- 2 監督復命書，同（違反続き），同続紙，これらに類する書類，文書，その他記録等の一切。
- 3 是正勧告書（控），同続紙（控），最終是正督促書（控），是正報告書，これらに類する書類，文書，その他記録等の一切。
- 4 指導票（控），同続紙（控），これらに類する書類，文書，その他記録等の一切。
- 5 違反者及び，その事業主（特定事業場）と特定労働基準監督署との連絡，指導，指示，報告，事案経過及びそれらの内容，事案の終結，署長判決，及び，その他当該違反申告及びその申告処理に係る文書，記録等（申告処理の過程で作成する文書等，当該違反者に対し行う一連の監督業務の処理に係るその他の記録等の全てを含む）の一切。
会社から提出された是正報告書含む。
- 6 労働基準行政情報システムその他の電磁的記録等について，東京労働局及び，特定労働基準監督署が閲覧出来る，当該違反者とその事業主に係る，書類，文書，記録等の一切。
- 7 上記1～6を除く，違反事業場及び，その事業主に關する，書類，文書，その他記録の一切。

別表 1

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	4 保有個人情報該当性
番号	対象文書名			
3	担当官が作成又は収集した文書	1	15頁及び16頁の「是正確認欄	非該当
		2	17頁ないし19頁	非該当
		3	20頁	該当
		4	21頁及び22頁	該当
4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	5	42頁及び43頁, 46頁ないし63頁, 90頁ないし94頁, 97頁ないし100頁, 102頁ないし113頁, 115頁ないし123頁, 125頁ないし134頁, 136頁ないし142頁,	非該当
		6	96頁	該当
		7	147頁	該当

別表 2

1 文書番号及び 頁			2 通 番	3 不開示を維持する部分		4 開示 すべき部 分
番 号	対象文 書名	頁		該当箇所	根拠条 文（法 14 条）	
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1 な いし	1	① 1 頁の「完結区分」欄	5 号, 7 号イ	
		1 0	2	② 1 頁の「違反条文」欄 2 行 目 9 文字目ないし 1 6 文字 目, 3 頁の「処理経過」欄 1 7 行目ないし 2 0 行目, 4 頁 の「処理経過」欄 2 1 行目な いし 2 3 行目及び 2 6 行目 1 0 文字目ないし 2 7 行目 7 文 字目, 5 頁の「処理経過」欄 9 行目ないし 1 8 行目及び 2 9 行目ないし 3 0 行目, 6 頁 の「処理経過」欄 1 行目ない し 2 行目及び 1 7 行目ないし 1 8 行目, 7 頁の「処理経 過」欄 1 行目及び 2 6 行目な いし 3 0 行目, 8 頁の「処理 経過」欄 1 行目ないし 4 行目 及び 6 行目ないし 1 5 行目及 び 1 7 行目ないし 2 3 行目並 びに 2 9 行目ないし 3 2 行 目, 9 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 5 行目及び 9 行目 ないし 1 2 行目並びに 1 4 行 目ないし 2 8 行目, 1 0 頁の 「処理経過」欄 5 行目 1 文字 目ないし 3 8 文字目及び 9 行 目ないし 1 0 行目及び 1 3 行	2 号, 3 号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	3 頁の 「処理経 過」欄 1 7 行目な いし 1 8 行目 1 2 文字目, 1 7 文字 目ないし 2 2 文字 目, 2 9 文字目な いし 1 9 行目 3 3 文字目並 びに 2 0 行目, 4 頁の「処 理経過」 欄 2 1 行 目 2 8 文 字目ない し 2 2 行 目 1 0 文 字目, 5 頁の「処 理経過」 欄 9 行目

			目ないし17行目並び23行目		ないし10行目10文字目, 14行目1文字目ないし10文字目, 15行目1文字目ないし19文字目, 16行目1文字目ないし10文字目, 7頁の「処理経過」欄1行目, 10頁の「処理経過」欄5行目1文字目ないし25文字目及び13行目1文字目ないし24文字目
			③10頁の「処理経過」欄5行目最終文字ないし6行目11文字目	新たに開示	

2	監督復 命書及 び続紙	1 1 ない し 1 4	3	① 1 1 頁の「署長判決」欄， 「参考事項・意見」欄 2 行目 1 文字目ないし 2 9 文字目及 び 4 行目， 1 2 頁の「週所定 労働時間」欄，「最も賃金の 低い者の額」欄，「署長判 決」欄，「参考事項・意見」 欄 4 行目，「違反法条項・指 導事項等」欄 5 枠目の 2 行目 7 文字目ないし最終文字， 「是正期日」欄，「確認まで の間」欄，「備考 1」欄， 「備考 2」欄， 1 3 頁の「N O.」欄 6 枠目ないし 8 枠 目，「違反法条項・指導事項 等」欄 6 枠目ないし 8 枠目， 「是正期日」欄 1 枠目ないし 8 枠目，「確認までの間」欄 1 枠目ないし 8 枠目，「備考 1」欄 1 枠目ないし 8 枠目， 「備考 2」欄 1 枠目ないし 8 枠目， 1 4 頁の「参考事項・ 意見」欄 1 行目ないし 1 1 行 目	3 号イ 及び 口， 5 号， 7 号イ	1 1 頁の 「参考事 項・意 見」欄 2 行目 1 文 字目ない し 1 2 文 字目， 1 2 頁の 「週所定 労働時 間」欄， 1 4 頁の 「参考事 項・意 見」欄 1 行目ない し 6 行目
			4	② 1 2 頁の「面接者職氏名」 欄	2 号	全部
				③ 1 1 頁の「参考事項・意 見」欄 2 行目 3 0 文字目ない し 3 行目 2 文字目， 1 2 頁の 「参考事項・意見」欄 5 行 目， 1 3 頁の「NO.」欄 9 枠目以降，「違反法条項・指 導事項等」欄 9 枠目以降， 「是正期日」欄 9 枠目以降， 「確認までの間」欄 9 枠目以 降，「備考 1」欄 9 枠目以 降，「備考 2」欄 9 枠目以降	新たに 開示	

3	担当官 が作成 又は収 集した 文書	1 5 ない し 2 2	5	① 1 5 頁の「違反事項」欄及 び「是正期日」欄, 1 6 頁の 「法条項等」欄 1 枠目ないし 3 枠目, 「違反事項」欄 1 枠 目ないし 8 枠目, 「是正期 日」欄 1 枠目ないし 8 枠目	3 号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	1 5 頁の 「違反事 項」欄 1 枠目ない し 9 枠目 4 文字 目, 1 1 枠目ない し最終 枠, 1 6 頁の「違 反事項」 欄 4 枠目 ないし 8 枠目
			6	② 1 5 頁の「受領者職氏名」 欄の不開示部分	2 号	
			7	③ 2 0 頁ないし 2 2 頁	3 号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	
				④ 1 6 頁の「法条項等」欄 9 枠目以降, 「違反事項」欄 9 枠目以降, 「是正期日」欄 9 枠目以降	新た に開 示	
4	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	4 2 ない し 1 4 8	8	① 4 4 頁, 4 5 頁, 6 4 頁な いし 7 0 頁, 9 5 頁, 1 0 1 頁, 1 1 4 頁, 1 2 4 頁, 1 3 5 頁及び 1 4 3 頁ないし 1 4 6 頁	2 号, 3 号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	4 4 頁, 4 5 頁, 9 5 頁, 1 0 1 頁, 1 1 4 頁, 1 2 4 頁及 び 1 3 5 頁

			9	② 96頁, 147頁	3号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	
				③ 71頁ないし89頁, 148頁	新たに 開示	
5	請求人が提出した資料	23ないし41		なし		

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号5の1枚目ないし148枚目に1頁ないし148頁と付番したものを「頁」として記載している。

※ 本別表は補充理由説明書による訂正を反映している。